

## ※必ずお読みください。

- 「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」をメールにて送信いただく場合は必ず **PDF形式**で添付いただきますようよろしくお願いいたします。
- 「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」をメールにて送信いただいた場合は、**回答は原則メール**でさせていただきます。
- 「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」への記載はできるだけ詳しく記入してください。  
(届出提出の要否については、**基本は「届出必要」**としています。)
- 「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」につきましては、輸入者各位の申請に基づいた用途に対して輸入届出の要否を判断させていただいております。  
万一、申請された用途以外での使用(販売または営業上使用)が判明した場合、食品衛生法第27条に違反となり、罰金等の対象となる場合がありますのでご注意ください。  
**使用の用途が変更になる場合は必ず**関西空港検疫所食品監視課まで連絡をお願いいたします。



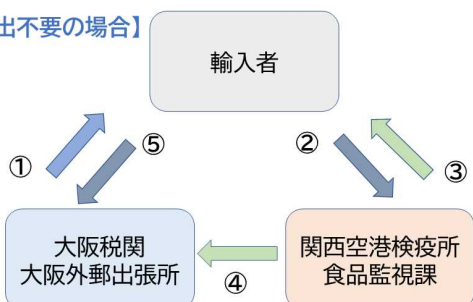
## 「EMS(国際郵便貨物)問合せ」に関するFAQ

### ○問合せの流れに関する FAQ

Q1. なぜ検疫所に「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」を送信しなければいけないのですか。

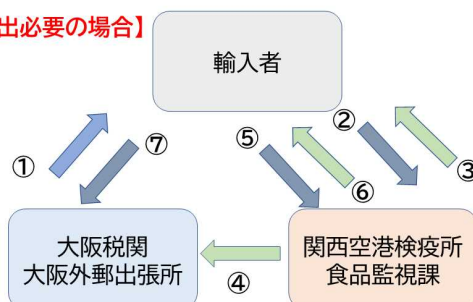
A1. 外国から到着した郵便物(貨物)についても「**販売又は営業上使用する**」食品等の場合は、厚生労働省検疫所(関西空港検疫所)へ**輸入届出が必要**となります。大阪税関大阪外郵出張所での貨物検査にて届出対象貨物があった場合、検疫所が「貨物の用途」を確認し、「輸入届出が必要なのか不要なのか」の判断を行わなければなりません。そのために「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」の送信をお願いしています。

#### 【届出不要の場合】



①大阪税関外郵出張所から『外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ』のはがきが届く。  
②輸入者から「国際郵便貨物問合せシート」を記入して検疫所に問合せをする。  
③検疫所から「輸入届出の要否」について回答される。  
④検疫所から大阪税関外郵出張所へ回答内容を通知する。  
⑤輸入者より大阪税関外郵出張所へ検疫所からの回答を連絡をする。→その後貨物を受取。

#### 【届出必要の場合】



①大阪税関外郵出張所から『外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ』のはがきが届く。  
②輸入者から「国際郵便貨物問合せシート」を記入して検疫所に問合せをする。  
③検疫所から「輸入届出の要否」について回答される。  
④検疫所から大阪税関外郵出張所へ回答内容を通知する。  
⑤輸入者が検疫所に「食品等輸入届出書」提出。  
⑥検疫所より「食品等輸入届出書済証」発行→輸入者に送付。  
⑦輸入者より大阪税関外郵出張所へ「食品等輸入届出済証」取得連絡。→その後貨物を受取。

Q2. 「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」はどのように送信すればよいですか。


A2. **原則、メール**にて送信ください。メールアドレスを所持していない場合、および不具合等によりメールにて送信できない場合にはFAXを利用し当課まで送信ください。

Q3. メールによる送信手順を教えてください。



A3. 以下の手順にて送信を行ってください。

- ① EMS(国際郵便貨物)問合せシート(PDF)をクリック
- ② 必要事項(青枠部分)を入力
- ③ ページ左上、当課メールアドレスをクリック
- ④ 入力を行った PDF ファイルが添付されたメールが作成されるため、ファイル記載内容を再度確認後、送信ボタンをクリックして送信をお願いいたします。

関西空港検疫所食品監視課 行

 kankenshokugai@mhlw.go.jp  
↑↑↑この封筒マークをクリックするとメールができます。

(FAX:072-455-1292)

 ホームページに戻る  
 初めての方へ

**封筒マークをクリック**  
→メール画面が立ち上がります。

### EMS(国際郵便貨物)問合せシート

※1～5についてご記入ください。確認後、当課より連絡をいたします。  
※メールで送付される場合、当課からの回答は原則メールです。

1. 名 宛 人	(ふりがな)	
	ふりがな 会社名又は屋号	
	ふりがな	
	氏 名	

なお、EMS(国際郵便貨物)問合せシートは **PDF 形式**で添付をお願いいたします。  
**JPEG 形式で添付されますと「不審メール(無害化)」扱いとなり、添付された JPEG ファイルが無条件で削除され、届出の要否の判断ができません。**

万一、お送りいただいたメールが「不審メール(無害化)」された場合は、無害化通知メールを発出いたしますので対応のほどよろしくをお願いいたします。

また、「メール回答」は送信されたメールアドレスのみに回答いたします。複数の宛先に回答をご希望の場合は、宛先またはCCに回答を希望するメールアドレスを入力いただき EMS(国際郵便貨物)問合せシートの再送信をお願いいたします。

**Q4. 「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」の送信は FAX、回答はメールを希望します。どうすればよいですか。**

A4. FAX でお問い合わせをいただいた場合は、「**電話回答**」のみの対応となります。「メール回答」を希望され、メールアドレスを記入いただいても誤送信防止のためお受けできません。

「メール回答」を希望される場合は、メールによる問合せをお願いいたします。※ Q3も参照願います。

**Q5 大阪税関大阪外郵出張所から『外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ』のはがきが届いていませんが、インボイスの内容だけで「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」を送信しても良いでしょうか。**

A5. (1)名宛人、(2)貨物の情報(追跡番号=トラッキングナンバー)、(3)貨物の概要等全ての内容が記入出来るのであれば送信は可能です。

Q6. 検疫所より「届出不要」と回答を受けました。その後はどうすればよいですか。

A6. 当課より「届出不要」の回答があった場合は、大阪税関大阪外郵出張所 (TEL:072-455-1852)にお電話をしていただき、「関西空港検疫所(担当者)より「届出不要」との回答があった」旨をご連絡いただき、貨物の受取手続きへお進みください。

※大阪税関大阪外郵出張所の受付時間は大阪税関へご確認ください。

Q7.検疫所より「届出必要」と回答を受けました。その後はどうすればよいですか。

A7.当課より「届出必要」の回答があった場合は、大阪税関大阪外郵出張所 (TEL:072-455-1852)にお電話をしていただき、「関西空港検疫所(担当者)へ「届出」を提出する旨をご連絡いただき、貨物の留め置きをご依頼ください。

次に当課からの「届出必要」回答メール内容をお読みいただき輸入手続きへお進みください。

※大阪税関大阪外郵出張所の受付時間は大阪税関へご確認ください。

Q8.検疫所より「記載内容不足」と連絡を受けました。その後はどうすればよいですか。

A8.当課より「記載内容不足」の連絡があった場合は、記載不足内容を確認いただき※、不足箇所についての詳細を追記し、再度「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」の送信をお願いいたします。

なお、記載内容不足の「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」につきましては当課にて責任もって破棄いたします。

※メールにて送信いただいた場合、当課からお送りするメール本文に記載不足内容を記載しています。再送される際は、**記載内容不足のメールに引用返信する形で再送**をお願いいたします。

#### ○入力内容に関する FAQ

Q9. 名宛人が事業者名(法人名・屋号等)となっておりますが、個人の貨物です。自宅での受取が出来ないので送付先を事業者名(法人名・屋号等)としました。その場合の記入方法を教えてください。

A9. 事業者名(法人名・屋号等)と個人名を名宛人欄に記入をお願いします。  
また、備考欄に「自宅での受取が出来ないので送付先を事業者名(法人名・屋号等)としました。」等の理由をお書きください。

Q10. 名宛人が個人名ですが、実際は事業者としての貨物です。どのように記入すれば良いでしょうか。

A10. 事業者名(法人名・屋号等)と個人名を名宛人欄に記入をお願いします。  
また、「社内検討用サンプル」につきましては、個人名のみでは「貨物の用途」としての受付はお受けできませんのでご注意ください。

Q11. 貨物が複数個あり入力枠が足りません。どうしたら良いですか。

A11. 通知番号(郵便物の番号)が4つ以上ある場合は、5. 備考欄に記入をお願いいたします。

Q12. 海外の友人からの贈り物のため「貨物の概要」が判りません。どうしたら良いでしょうか。

A12. 検疫所では貨物の管理はいたしておりません。お手数ですが、大阪税関大阪外郵出張所に連絡をして「貨物の概要」を確認していただいた上で「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」を検疫所までお送りください。

Q13. 複数のアイテムが混在しており、重量の詳細が分かりません。どのように対応すればよいでしょうか。

A13. 本問合せの段階では、詳細な重量の情報が必要な訳ではないため、およその重量を記載ください。また、お皿やコップを初めとした食器類については、各個数を記載いただければ重量の記載は省略していただいて問題ございません。

Q14. 「貨物の用途」が複数にわたります。その場合の記載方法を教えてください。

A14.「貨物の用途」につきましては、主となる用途に✓を入れてください。その他の用途につきましては備考欄に記載をお願いいたします。

**【ご注意ください】**

「貨物の用途」について「貨物の概要」との整合性が取れない場合、「届出必要」と回答する場合があります。届出の要否に判断材料となりますので備考欄には参考情報等を記載いただきますようよろしくお願いいたします。

○入力方法に関する FAQ

Q15. PDFへの入力時に一部の文字が「文字化け」または「文字が表示されない」ことがあるがなぜですか。

A15. 原因としては、お使いのPDFソフトの互換性の問題が考えられます。本書は、Adobe 社の **Adobe Acrobat 2020** にて作成しています。その場合の対応としては、**最新版の Acrobat Reader** での入力処理をお試しください。

その他の原因として「ATOK」等日本語入力システムソフトとの相性等が考えられます。万一上記の症状が改善されない場合は、メール本文に「文字化け」・「文字が表示されない」箇所の内容を明記してメールの送信をお願いいたします。

Q16. 問合せシートに入力しましたが、文字が小さく見えにくいのはなぜですか。

A16. 原因としては、お使いのPDFソフトの互換性の問題が考えられます。本書は、**Adobe 社の Adobe Acrobat 2020** にて作成しています。ご使用のソフトにより書式設定した文字の大きさにならない場合があります。表示される文字が小さくても書類としての問題はありません。可能であるならば**最新版の Adobe 社の Acrobat Reader** をインストールされることをお勧めします。

その他の原因として「ATOK」等日本語入力システムソフトとの相性等が考えられます。万一上記の症状が改善されない場合は、メール本文に「文字化け」・「文字が表示されない」箇所の内容を明記してメールの送信をお願いいたします。

Q17. 問合せシート左上のメールボタンを押しても無反応です。なぜでしょうか。



A17. 原因としては、お使いのPDFソフトの互換性の問題が考えられます。  
本書は、Adobe 社の Adobe Acrobat 2020 にて作成しています。  
その場合の対応としては、最新版の Acrobat Reader での入力処理をお試しください。  
または、お手数ですが当課宛のメールを作成いただき送信をお願いいたします。

Q18. スマートフォンまたはタブレットから入力はできますか。

A18. 入力は可能です。  
ただし、スマートフォン、タブレットに搭載されている PDF ビューアでは閲覧は出来ませんが入力は出来ません。別途アプリストアから Adobe 社の Acrobat Reader 等の PDF アプリをダウンロードしていただければ入力は可能です。

Q19. スマートフォンやタブレットで入力すると「通知番号欄」に数字が入力できません。どうすればよいですか。

A19. お使いの機種または PDF ソフトにより数字の入力ができない場合があります。その場合はお手数ですが、備考欄に「通知番号」または「追跡番号」の記入をお願いいたします。

Q20. 「EMS(国際郵便貨物)問合せシート」に入力していますが送信前に再確認したところ入力した文字が全部消えています。再度入力をしなくても大丈夫ですか。

A20. 「オールクリア」ボタンを押さない限り入力したデータは消えません。表示されない場合は、各項目で **Enter** キーまたは **TAB** キーを押していただくと再表示されます。  
入力を再確認したい場合は上記をお試しください。

Q21. シートの各入力項目後次の項目への移動方法が判りません。どうすればよいですか。

A21. 各項目の入力終了後 **Enter** キーを押し、**TAB** キーを押していただければスムーズの次項目に移動することができます。

また、単位については、**ALT** + **↓** を押しいただき、**↓** で選択することが可能です。